



鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市規則第 38 号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 29 年鴨川市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表鴨川市宮運動広場の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。